
下北地域新ごみ処理施設整備事業
実 施 方 針

平成 31 年 3 月 20 日

下北地域広域行政事務組合

下北地域新ごみ処理施設整備事業 実施方針

目 次

第1章 用語の定義	1
第2章 事業内容に関する事項	3
第3章 建設事業者の募集及び選定に関する事項	7
第4章 建設事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
第6章 事業計画又は建設工事請負契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項	18
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
第9章 その他事業の実施に関し必要な事項	21

第1章 用語の定義

(50音順)

No	用語	定義
1	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る当組合と建設事業者との間で締結される下北地域新ごみ処理施設建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
2	建設工事請負契約書(案)	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設建設工事請負契約書(案)」をいう。
3	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する事業者をいう。
4	構成市町村	下北地域一般廃棄物等処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理事務とする「むつ市」「大間町」「東通村」「風間浦村」「佐井村」の5市町村をいう。
5	ごみ焼却施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、高水分ごみ、リサイクルプラザからの破碎可燃物、選別可燃物等を焼却処理するための施設である。入札説明書等において示すごみ焼却施設の工事範囲に配置される、ごみ焼却施設工場棟、計量棟、洗車場及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。
6	構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
7	設計・建設業務	本事業において実施する本施設の設計・建設に係る業務をいう。
8	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
9	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の共同企業体をいう。
10	入札参加者	本事業の入札に参加する共同企業体をいう。
11	入札説明書	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業入札説明書」をいう。
12	入札説明書等	当組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、建設工事請負契約書(案)その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
13	入札提案書類	入札参加者が本事業の応募に際し、当組合に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
14	当組合	下北地域広域行政事務組合をいう。
15	本事業	当組合が実施する下北地域新ごみ処理施設整備事業をいう。
16	本施設	本事業において設計・建設される下北地域新ごみ処理施設(ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ)をいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の外構の全てを総称していう。
17	本実施方針	「下北地域新ごみ処理施設整備事業 実施方針」をいう。
18	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
19	落札者決定基準	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業 落札者決定基準」をいう。

20	リサイクルプラザ	本施設のうち、不燃ごみ及び粗大ごみ等を処理対象物として破碎、選別処理する破碎設備、資源物を選別、圧縮、梱包する選別設備、資源物等を一時保管する保管設備を有する施設の総称とし、入札説明書等において示すリサイクルプラザの工事範囲に設置されるストックヤード及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。循環型社会形成推進交付金交付要綱上のリサイクルセンターを指す。
21	要求水準書	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業 要求水準書」をいう。
22	様式集	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業 様式集」をいう。

第2章 事業内容に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

下北地域新ごみ処理施設整備事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、リサイクルプラザ及び関連施設）

(3) 公共施設等の管理者等の名称

下北地域広域行政事務組合管理者 宮下 宗一郎

(4) 事業予定地

青森県むつ市大字奥内字今泉 75-1 番地先

(5) 事業の目的

本事業は、ごみ焼却施設及びリサイクルプラザの整備を行うものであり、本事業により一般廃棄物の適正処理を推進し、環境負荷の低減を図るとともに、多様化する時代のニーズに対応した新たなごみ処理システムの整備を行うものである。また、住民サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を見据えたものとする。

(6) 事業の内容

ア 事業方式

本事業では、本施設の設計・建設に係る業務を建設事業者が行う。

落札者は、共同企業体を設立し、本施設の設計・建設に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）を行わなければならない。

また、当組合は、本施設の竣工後長期にわたって別途選定する運営事業者の本施設の包括的な運営・維持管理に係る業務を委託する予定としている。

なお、当組合は、上記委託期間を含めて本施設を30年間にわたって使用する予定であり、建設事業者は30年間の使用を前提として設計・建設業務を行わなければならない。

当組合は、本施設の建設に係る資金調達を行い、本施設を所有するものとする。

なお、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

イ 都市計画決定

都市計画決定については2019年10月末を予定しているが、決定時期の遅延及び決定がなされない場合は、契約行為の遅延又は契約準備行為自体が無効になる場合もある。その場合のリスク分担は「別紙1 リスク分担表」による。

ウ 契約の形態

当組合は、建設事業者と建設工事請負契約を締結する。

エ 工事請負契約の名称

下北地域新ごみ処理施設建設工事とする。

オ 事業期間

事業期間は、当組合が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から 2023 年 3 月 31 日までの期間とする。

カ 事業スケジュール（予定）

(a) 実施方針の公表	2019 年 3 月 20 日
(b) 入札公告	2019 年 5 月中頃
(c) 提案書提出	2019 年 9 月中旬まで
(d) 落札者の決定	2019 年 11 月上旬まで
(e) 建設工事請負契約の締結	2019 年 11 月下旬～12 月上旬
(f) 本施設の竣工及び引渡し	2023 年 3 月 31 日

詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。

キ 建設事業者が行う業務範囲

建設事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。

なお、建設事業者は、事業期間を通じ、当組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等に対して協力しなければならない。

(a) 設計・建設業務

- ① 建設事業者は、当組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- ② 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。
- ③ 工事範囲の詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。
- ④ 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

ク 当組合が行う業務範囲

当組合が行う主な業務は、次のとおりとする。

(a) 用地の準備

当組合は、本事業を実施するための敷地を確保する。なお、本事業への敷地引渡しは、建設工事請負契約を締結した後、速やかに行うことを計画している。

(b) 環境影響評価の実施

当組合は、生活環境影響調査手続きを実施する（2019 年 6 月末までに終了予定）。

(c) 業務実施状況のモニタリング

当組合は、本施設の設計期間及び建設期間を通じ、本事業に係る監督職員を配置し、設計についての承諾などの設計監理及び施工監理を行う。

(d) 建設費の支払い

当組合は、建設事業者に対し、建設費を支払う。

(e) 周辺住民同意の取得等の住民対応

当組合は、本施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設事業者と連携して行う。

(f) 本事業に必要な手続き

当組合は、本事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種手続きを行う。

(g) その他これらを実施する上で必要な業務

ケ 建設事業者の収入

(a) 当組合が支払う対価

当組合は、建設事業者に対し、設計・建設業務に係る対価である建設費を基本的に出来高に応じて当該年度内における支払限度額の範囲内において年度毎に支払う。

コ 地元雇用や地元企業の活用

建設事業者は、本業務の実施に当たって、下請人等を選定する際は、地元企業（当組合構成市町村内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する者。以下同じ。）の中から選定するよう努めなければならない。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業を活用し、本事業を通じて地域の活性化に貢献するように努めなければならない。

サ 法令等の遵守

当組合及び建設事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(a) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

(b) 再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）

(c) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）

(d) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）

(e) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

(f) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

(g) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

(h) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

(i) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

(j) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

(k) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）

(l) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）

(m) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）

(n) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

(o) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

(p) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）

(q) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）

- (r) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
 - (s) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)
 - (t) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
 - (u) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
 - (v) 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号)
 - (w) 航空法 (昭和 27 年法律第 231 号)
 - (x) 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)
 - (y) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)
 - (z) 電気工事士法 (昭和 35 年法律第 139 号)
 - (aa) 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)
 - (bb) 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)
 - (cc) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)
 - (dd) 電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成 9 年通商産業省令第 52 号)
 - (ee) クレーン等安全規則 (昭和 47 年労働省令第 34 号) 及びクレーン構造規格 (平成 7 年労働省告示第 134 号)
 - (ff) ボイラ及び圧力容器安全規則 (昭和 47 年労働省令第 33 号)
 - (gg) 事務所衛生基準規則 (昭和 47 年労働省令第 43 号)
 - (hh) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号)
 - (ii) 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例 (平成 8 年青森県条例第 43 号)
 - (jj) 青森県景観条例 (平成 8 年青森県条例第 2 号)
 - (kk) むつ市公害防止条例 (昭和 51 年条例第 3 号)
- その他本事業に関連する法令、条例等

第3章 建設事業者の募集及び選定に関する事項

1 建設事業者の募集及び選定方法

当組合は本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら建設事業者を選定するものとする。建設事業者の選定にあたっては、総合評価落札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

2 建設事業者の募集及び選定の手順

(1) 建設事業者の募集・選定スケジュール（予定）

建設事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりである。

時 期	内 容
2019年3月20日	実施方針の公表
2019年4月4日	実施方針に関する質問・意見の受付期限
2019年4月19日	実施方針に関する質問の回答期限
2019年5月中頃	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び建設工事請負契約書（案））の公表
2019年6月上旬まで	入札説明書等に関する質問（第1回）の受付
2019年6月中旬まで	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答の公表
2019年6月中旬まで	参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
2019年7月上旬まで	参加資格確認結果の通知
2019年7月中旬まで	入札説明書等に関する質問（第2回）の受付
2019年7月下旬まで	入札説明書等に関する質問（第2回）への回答の公表
2019年9月中旬まで	入札提案書類の受付
2019年11月上旬まで	入札提案書類に関するヒアリング、審査
2019年11月上旬まで	落札者の決定及び公表
2019年11月下旬～12月上旬	建設工事請負契約締結

(2) 入札手続き等

ア 入札公告及び入札説明書等の公表

当組合は、2019年5月中頃までに入札公告を行い、建設事業者の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を当組合のホームページ等にて公表する。

イ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

ウ 参加資格確認申請書類の受付、確認結果の通知

本事業の入札参加希望者に、参加表明書、参加資格確認申請書等の参加資格確認に必要な書類の提出を求める。なお、参加資格確認の結果は入札参加希望者に通知する。書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

エ 入札提案書類の受付

本事業に関する入札提案書類（入札書及び技術提案書）を2019年8月下旬から受け付ける。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。なお、入札提案書類の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。

オ 落札者の決定・公表

入札提案書類については、下北地域新ごみ処理施設整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において総合的に評価を行い、落札候補者を選定する。当組合は、選定委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、当組合のホームページにて公表する。

(3) 建設工事請負契約の締結

当組合は、建設工事請負契約を建設事業者と2019年11月下旬～12月上旬に締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、共同企業体とする。入札参加者を構成する構成企業は、参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 共同企業体は、特定建設工事共同企業体（乙型）とする。

ウ 入札参加者の構成企業の企業数については特に定めない。構成企業の中に地元企業を参加させる場合は2社までとする。また、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

エ 入札参加者の構成企業の要件として「第3章3(2)」を満足すること。

オ 入札参加者は、「第3章3(2)ア(a)」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する代表企業として定めるものとする。また、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。

カ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると当組合が認めた場合は、この限りではない。

- キ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。
- ク 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ケ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、次のア及びイの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1 者で複数の項の要件を満たす者は、当該 1 者のみで複数の項の業務にあたることが可能である。

ア 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

(a) ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

構成企業のうちごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業となる 1 者は次の要件を全て満たし、他の者は下記①の要件を満たすこと。

- ① 建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。
- ② むつ市指名競争入札参加者の資格に関する規則等の関連規定を準用し、平成 31・32 年度むつ市指名競争入札参加資格者に登録され、入札参加資格確認申請書受付最終日時点の経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書の清掃施設工事業における総合評定値が 1,500 点以上であること。
- ③ 以下の施設要件のプラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として有すること。
 - ・平成 21 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模 90 t/日以上かつ複数炉構成とする）。
- ④ 以下の施設要件の官民連携事業による建設・運営事業の受注実績を元請として有すること。
 - ・平成 21 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設。

(b) リサイクルプラザのプラント設備の設計・建設を行う者の要件

構成企業のうちリサイクルプラザのプラント設備の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を全て満たし、他の者は下記①の要件を満たすこと。

- ① 建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。

- ② むつ市指名競争入札参加者の資格に関する規則等の関連規定を準用し、平成 31・32 年度むつ市指名競争入札参加資格者に登録され、入札参加資格確認申請書受付最終日時点の経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書の清掃施設工事業における総合評定値が 1,500 点以上であること。
- ③ 以下の施設要件のプラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として有すること。
 - ・平成 21 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、高速回転破砕機を有するリサイクル施設（該当設備規模 11.3 t/日以上とする）。

イ 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件のうち、(e)を除く全ての要件を満たし、他の者は下記 (d) 又は (e) の要件を満たすこと。

- (a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- (b) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (c) 建設業法の規定による「建築工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。
- (d) むつ市指名競争入札参加者の資格に関する規則等の関連規定を準用し、平成 31・32 年度むつ市指名競争入札参加資格者に登録され、入札参加資格確認申請書受付最終日時点の経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書の建築一式工事における総合評定値が 1,800 点以上で、かつ、建設業法における特定建設業の許可を有していること。
- (e) 地元企業を構成企業とする場合は、むつ市指名競争入札参加者の資格に関する規則等の関連規定を準用し、平成 31・32 年度むつ市指名競争入札参加資格者に登録され、入札参加資格確認申請書受付最終日時点の経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書の建築一式工事における総合評定値が 800 点以上で、かつ、建設業法における特定建設業の許可を有していること。
- (f) 本施設の建築物と同種又は類似の建設工事（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む。）の施工実績を有すること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 平成 31・32 年度むつ市指名競争入札参加資格者に登録されていない者。
- ウ むつ市の建設工事等の入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。

キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。

ク 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。

ケ 当組合が本事業に係る「新ごみ処理施設整備に係る事業者選定支援等業務」を委託している者及びこの者と当該事業者選定支援等業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、当組合の新ごみ処理施設整備に係る事業者選定支援等業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発

コ 当組合の設置する選定委員会の委員及びその者と資本面及び人事面において関連がある者。

サ 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する選定委員会の委員に対し、本事業について積極的に接触等の働きかけを行った者。

(4) 参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して 3 ヶ月以内とする。

イ 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、当組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

ウ 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、当組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、当組合がやむを得ない事情であると判断した場合、当組合は代表企業と協議を行うものとする。

エ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当組合は落札者と建設工事請負契約を締結しない場合がある。この場合において、当組合は落札者に対して一切の費用負担を負わない。

(5) 共同企業体に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として、共同企業体を結成し工事にあたる際は、以下によるものとする。

ア 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

イ 共同企業体の形態は、分担施工方式とする。

ウ 代表企業は、本事業において中心的な役割を担うごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。

当組合と契約を締結した共同企業体の有効期間は、当該工事の契約の終了後 3 ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につきかき担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者及び構成市町村副市町村長で構成する選定委員会を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、選定委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、落札候補者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を落札候補者として選定する。当組合は、選定委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

(3) 落札者決定基準の概要

ア 非価格要素審査

施設整備の基本方針に対する本施設の設計、施工などについて評価する。施設整備の基本方針を含め評価の内容は以下に示すとおりである。

(a) 施設整備の基本方針

- ① 地球に優しい施設
- ② 安全性に優れた施設
- ③ 資源や熱エネルギーを効率的に有効利用できる施設
- ④ 周辺環境と調和した施設
- ⑤ 住民に開かれた施設
- ⑥ 維持管理が容易で経済性に優れた施設

(b) その他

- ① 工事品質の確保
- ② 地域活性化への貢献度

イ 価格要素審査

(a) 建設費

(4) 結果の公表

当組合は、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

5 入札提案書類

(1) 提出資料の種類

入札参加者は、入札関係書類として以下の書類を提出する。各書類の詳細については、入札説明書に示す。なお、提出を受けた書類は返却しない。

ア 資格審査申請時

- (a) 資格審査申請書
- (b) 入札参加資格確認書類

イ 資格審査合格後

- (a) 技術提案書
- (b) 価格提案書（入札書）
- (c) その他入札説明書に規定する書類

(2) 著作権

応募資料の著作権は、入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本組合は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第4章 建設事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、当組合と建設事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・建設の責任は、原則として建設事業者が負うものとする。ただし、当組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、建設事業者との協議を経た上で当組合が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び当組合と建設事業者との責任分担は、原則として別紙1に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等で明示し、最終的には、建設工事請負契約で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

当組合は、本施設の設計期間及び建設期間を通じ、本事業に係る監督職員を配置し、設計についての承諾などの設計監理及び施工監理を行う。設計監理及び施工監理においては、建設事業者に対して必要な調査・検査及び試験を求める。

モニタリングの内容は以下とする。

- (1) 承諾申請図書の承認及び評価
- (2) 施工計画書の承認
- (3) 施工状況及び工程の確認
- (4) 施工検査、工場検査
- (5) 工事の是正処理への勧告
- (6) 試運転計画書、試運転時各試験計画書の承認
- (7) 試運転時の各試験結果の承認
- (8) 中間及び竣工検査の実施
- (9) 出来形検査の実施
- (10) その他組合が必要と認める事項

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設等の立地

- (1) 所在地 青森県むつ市大字奥内字今泉 75-1 番地先
- (2) 敷地面積 19,338 m²
- (3) 都市計画事項
- ア 都市計画区域 非線引き都市計画区域（特定用途制限地域）
（「ごみ焼却場」として2019年10月末都市計画決定予定）
 - イ 用途地域 無指定地域（自然環境共生地区）
 - ウ 防火地域 指定なし
 - エ 高度地区 指定なし
 - オ 建ぺい率 70%以内
 - カ 容積率 200%以内
 - キ 高さ制限 建築基準法による斜線制限あり
 - ク 日影規制 指定なし
 - ケ 垂直積雪量 130 cm以上
 - コ 積雪の単位荷重 積雪量1 cmごとに1 m²につき30N以上とする
 - サ 凍結深度 55cm
 - シ 伝搬障害防止区域 指定なし
 - ス その他 埋蔵文化財なし

2 施設の規模及び概要

(1) ごみ焼却施設

概 要	
処理方式	全連続燃焼式（ストーカ方式）
処理能力	90t/日（45t/24h×2 炉）
処理対象物	可燃ごみ、高水分ごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクルプラザからの可燃残渣

(2) リサイクルプラザ

概 要		
処理方式	破砕設備	一次破砕＋二次破砕＋磁力選別＋アルミ選別＋粒度選別＋風力選別＋金属圧縮成型＋保管
	選別設備	人力選別＋磁力選別＋圧縮梱包等＋保管
	保管設備	保管
処理能力・ 処理対象物	14.0t/日（5h）	
	破砕設備	11.3t/日（不燃ごみ5.1t/日、粗大ごみ6.2t/日）
	選別設備	2.7t/日（ペットボトル0.4t/日、びん類1.6t/日、缶類0.7t/日）
	保管設備	－（有害ごみ、紙類、白色トレイ）

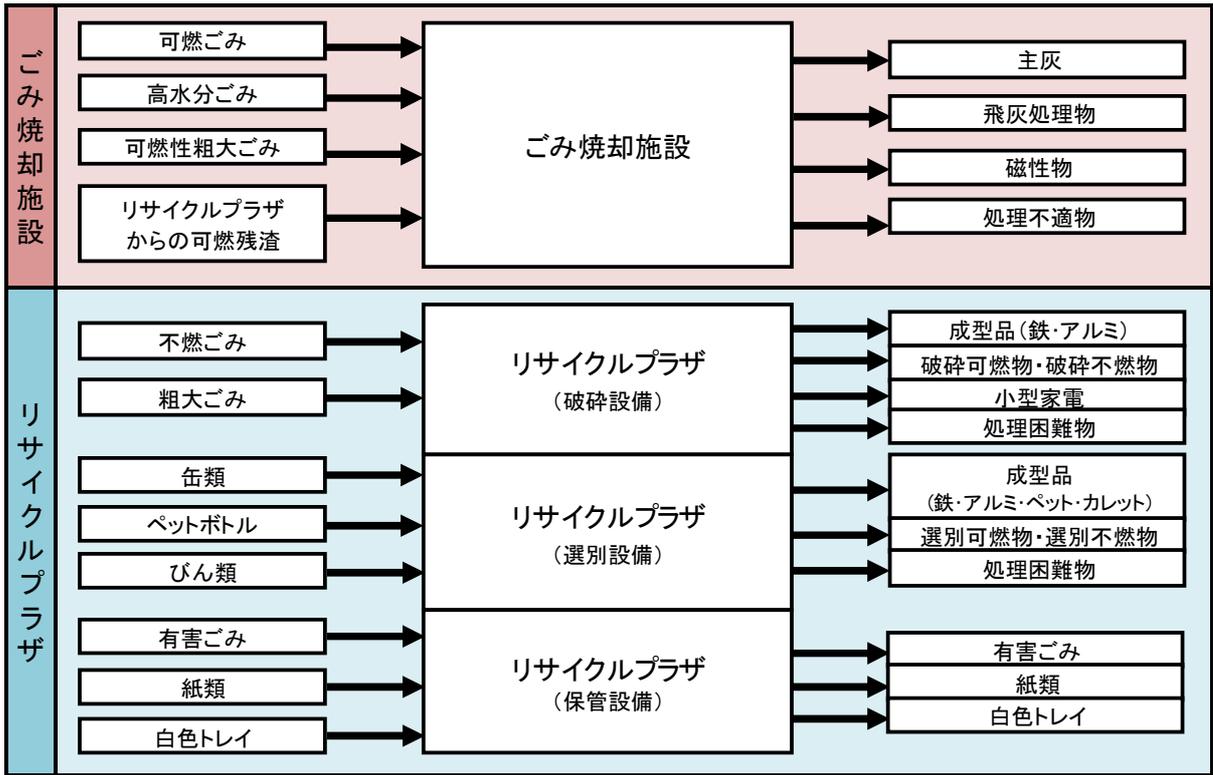


図 処理概要

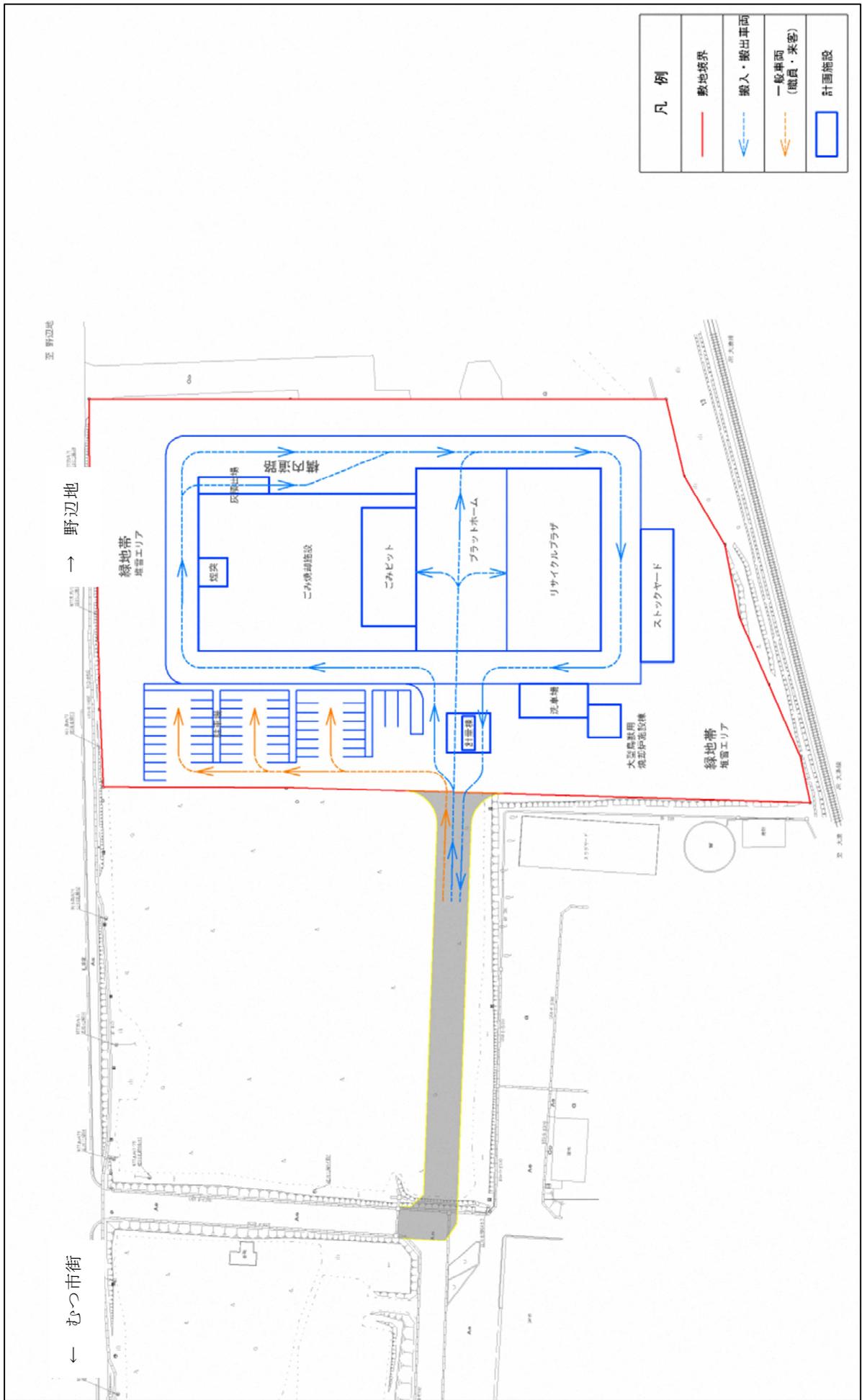


図 想定施設配置図 (参考)

第6章 事業計画又は建設工事請負契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業計画又は建設工事請負契約の解釈について疑義が生じた場合、建設工事請負契約等の規定に基づいて、当組合と建設事業者は、誠意をもって協議する。

2 所轄裁判所の指定

建設工事請負契約に関する紛争については、青森地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 建設事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 建設事業者の実施する業務が、建設工事請負契約で定める建設事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、当組合は、建設事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。建設事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、当組合は、建設工事請負契約を解除することができる。
- (2) 建設事業者が倒産し、又は建設事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、建設工事請負契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、当組合は建設工事請負契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により当組合が建設工事請負契約を解除した場合、建設事業者は、当組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 当組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 当組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、建設事業者は建設工事請負契約を解除することができる。
- (2) (1) により建設事業者が建設工事請負契約を解除した場合、当組合は、建設事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他当組合又は建設事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、当組合及び建設事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、当組合及び建設事業者は、建設工事請負契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、建設工事請負契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して建設事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して建設事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

当組合は、建設事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

当組合は、継続費の設定及び建設工事請負契約の締結にあたって、あらかじめ下北地域広域行政事務組合議会の議決を経るものとする。

2 使用する言語

本事業において使用する言語は日本語とする。

3 入札提案書類の作成及び入札手続きに係る費用負担

入札提案書類の作成及び入札手続きに係る費用は、入札参加者が負担するものとする。

4 実施方針に関する質問・意見の受付

本事業への参加を希望する民間事業者から、実施方針に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

公表の翌日から 2019 年 4 月 4 日まで

(2) 提出方法等

ア 提出先

下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課

イ 提出方法

実施方針に関する質問・意見書（様式第 1 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。なお、質問・意見書のデータは MS-Excel 形式で作成することとする。

ウ 電子メールアドレス

sm-haiki@city.mutsu.lg.jp

(3) 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、2019 年 4 月 19 日（金）までに当組合のホームページにて公表予定とする。

(4) その他

提出のあった質問、意見に関しては本事業に直接関係するもので、当組合が必要と認めたものについて回答し、全ての質問等に回答するものではない。

5 情報公開及び情報提供

当組合は、下北地域広域行政事務組合情報公開条例（平成 11 年下北地域広域行政事務組合条例第 1 号）に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、当組合のホームページを通じて行う。

6 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

事 務 局	:	下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課
住 所	:	〒035-0073 青森県むつ市中央一丁目8番1号
T E L	:	0175-33-8851
F A X	:	0175-22-2580
電 子 メール	:	sm-haiki@city.mutsu.lg.jp
ホームページ	:	http://shimoko.e-shimokita.jp/

平成 年 月 日

下北地域広域行政事務組合管理者 宮下 宗一郎 様

実施方針に関する質問・意見書

「下北地域新ごみ処理施設整備事業」の実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

(1) 実施方針に関する質問

						総質問数	問
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	

(2) 実施方針に関する意見

						総意見数	問
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	

※1：質問・意見は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

※3：本様式の MS-Excel データは、組合ホームページにおいてダウンロードすることができる。

ホームページアドレス <http://shimoko.e-shimokita.jp/>

別紙1 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	建設事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、見積仕様書等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	組合の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		建設事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結議会に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	建設事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	建設事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	インフレ、デフレ ^{注2}	○	△
事故の発生リスク	設計、建設において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	組合の指示、組合の債務不履行によるもの	○		
	建設事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△	
設計段階	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		建設事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		建設事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	

○主分担、△従分担

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	建設事業者
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度までの変動は建設事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3) 不可抗力における費用負担については、一定程度までは建設事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。